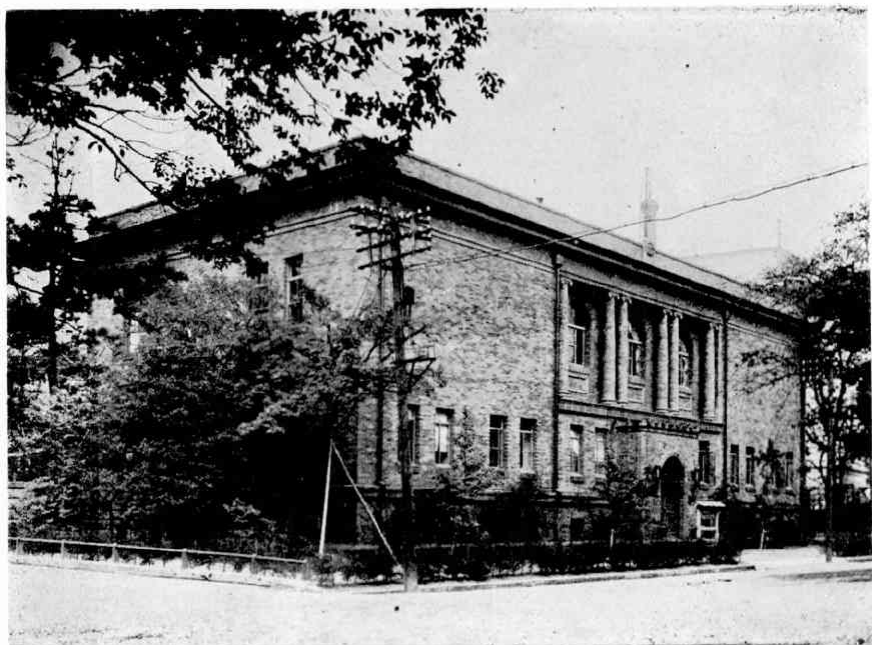


昭和五年十月

帝國美術院附屬美術研究所一覽





室念記爵子田黒



室覽閱

目次

沿革	一
諸規程	
帝國美術院規程拔抄	三
美術研究所事務分掌規程	四
美術研究所研究資料閱覽規程	七
美術研究所特別資料閱覽規程	九
美術研究所事業ノ概要	一〇
職員	一四

沿革

大正十三年七月、故帝國美術院長東京美術學校教授子爵黒田清輝ハ其ノ薨去ニ際シ、遺産ノ一部ヲ以テ美術獎勵事業ノ爲ニ出捐スベキ旨ヲ遺言セリ。遺言執行人代表者伯爵樺山愛輔氏ハ故子爵ノ遺志ニ從ヒ遺産ヲ以テ行フベキ適當ナル事業ノ選定ヲ伯爵牧野伸顯氏ニ一任ス。乃チ牧野伯爵ハ帝國美術院長福原鐸二郎氏及東京美術學校長正木直彦氏ノ意見ヲ徵シ、且ツ遺言執行人東京美術學校教授久米桂一郎氏ノ希望ヲ參酌シテ左ノ事業ヲ行フコトヲ裁決ス。

一、美術ニ關スル基礎的調査機關トシテ美術研究所ヲ設クルコト

二、黒田子爵ノ作品ヲ陳列シテ同子爵ノ功績ヲ記念スルコト

三、以上ノ目的ヲ實現スルニ適當ナル建物ヲ造營スルコト

四、以上ノ事業成立ノ上ハ一切之ヲ政府ニ寄附スルコト

昭和元年十二月、右ノ事業ヲ遂行スル爲ニ委員會設置セラレ、東京美術學校長正木直彦氏委員長トナリ、美術研究所事業ニ關シテ東京美術學校教授矢代幸雄、黒田子爵ノ作品陳列ニ關シテ東京美術學校教授久米桂一郎、同岡田三郎助、同和田英作、同藤島武二及大給近清、建築造營ニ關シテ東京美術學校教授岡田信一郎、會計事務ニ關シテ遺言執行人故打田傳吉ノ諸氏委員トシテ各其ノ任ニ當ル。

昭和二年二月、美術研究所準備事業ヲ開始シ、研究資料ノ蒐集ニ努ム。

同年十月、東京市下谷區上野公園東京美術學校敷地ノ一部ヲ選ビテ建築ノ工ヲ起シ、翌昭和三年九月竣工シタルヲ以テ之ヲ黒田記念館ト名ケ、館内ニ黒田子爵記念室ヲ設ケテ同子爵ノ作品ヲ陳列スル外、美術研究所準備事業ヲ此處ニ移シテ之ガ進捗ヲ計ル。

昭和四年五月、各種ノ準備成リシヲ以テ遺言執行人ハ建物、黒田子爵作品、美術研究所開設準備ノ爲蒐集シタル圖書寫真其ノ他ノ研究資料、備品等一切ニ、金拾五萬圓ヲ添へ帝國美術院ニ寄附ヲ願出ヅ。

昭和五年四月、福原帝國美術院長ハ同院總會ニ於テ右寄附ヲ受ケタル旨ヲ報告シ、文部省ハ之ヲ帝國美術院附屬美術研究所トナシ之ニ對シテ國庫ヨリ經費ヲ支出スルコトヲ決定セリ。

同年六月、勅令第百二十五號ヲ以テ帝國美術院規程改正セラレテ帝國美術院附屬美術研究所成立シ、東京美術學校長正木直彥氏主事ニ補セララル。

帝國美術院規程拔抄

(昭和五年六月二十八日公布)
勅令第百二十五號改正)

第十條 帝國美術院ニ附屬美術研究所ヲ置ク美術研究所ハ美術ニ關スル事項ノ調査研究ヲ掌ル

美術研究所ニ主事一人ヲ置ク文部部内ノ高等官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
主事ハ院長ノ監督ヲ承ケ美術研究所ノ事務ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

美術研究所事務分掌規程

(昭和五年十月制定)

- 第一條 美術研究所ニ主任ヲ置ク主任ハ主事ノ命ヲ承ケテ所務ヲ掌理ス
- 第二條 美術研究所ノ事務ヲ分チテ經理部、資料部及編輯部トナス
- 第三條 經理部ニ庶務掛、會計掛及陳列掛ヲ置ク
庶務掛ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一、職員ノ進退、身分及服務ニ關スル事項
 - 二、職員ノ出張ニ關スル事項
 - 三、官印ノ保管ニ關スル事項
 - 四、文書ノ往復及保管ニ關スル事項
 - 五、諸規則ノ制定及改廢ニ關スル事項
 - 六、事務室ノ管理
- 會計掛ハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一、歳入歳出豫算決算ニ關スル事項

二、金庫及倉庫ノ管理

三、物品ノ監守受拂ニ關スル事項

四、土地建物ノ監守及營繕ニ關スル事項

五、電話、電燈、瓦斯、水道及暖房ニ關スル事項

六、傭人ノ身分ニ關スル事項

陳列掛ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、陳列及展覽ニ關スル事項

二、陳列室ノ管理

三、故黒田子爵關係遺品ノ保管

第四條 資料部ニ整理掛及寫真掛ヲ置ク

整理掛ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、圖書寫真其ノ他研究資料ノ整理、目錄編纂、保管、出納及閱覽ニ關スル事項

二、書庫及閱覽室ノ管理

寫真掛ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、寫真撮影ニ關スル事項

二、寫真原板ノ整理及保管

三、寫真室ノ管理

第五條 編輯部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、美術研究所出版物ノ編輯及出版ニ關スル事項

第六條 總目錄ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、東洋美術總目錄ノ編纂

二、落款印譜ノ編纂

三、東洋美術家傳記ノ編纂

第七條 臨時明治大正美術史編纂部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、明治大正美術史ノ編纂

二、明治大正美術史研究資料ノ蒐集及保管

調査掛ハ美術ニ關スル諸事項ノ調査及編輯ヲ掌ル
出版掛ハ出版ニ關スル事務ヲ掌ル

美術研究所研究資料閱覽規程

(昭和五年十月制定)

- 第一條 美術研究所所藏ノ圖書、寫眞、摸本、複製等ノ研究資料ハ美術研究所ノ事務ニ差支ナキ限リ其ノ閱覽ヲ許可ス但シ所外貸出ハ之ヲ爲サス
- 第二條 閱覽ハ美術ニ關スル専門的研究者ニ限リ之ヲ許可ス
閱覽希望者ニ對シテハ責任アル紹介者ヲ要求スルコトアルヘシ
- 第三條 閱覺ヲ許可セラレタル者ニハ研究事項ニヨリ一定期間有効ノ閱覽票ヲ交付ス
- 第四條 閱覽ハ無料トス
- 第五條 閱覽人員ハ一時ニ「十名」以内トス
- 第六條 閱覽者ハ所定ノ用紙ニ必要ナル事項ヲ記入シ閱覽票ヲ添ヘテ掛員ニ提出スヘシ
- 第七條 閱覽濟ノ研究資料ハ掛員之ヲ查收シ引換ニ閱覽票ヲ返付ス
- 第八條 閱覽者ハ指定以外ノ場所ニ於テ研究資料ヲ閱覽スルコトヲ得ス
- 第九條 一人一時ニ閱覽シ得ル研究資料ハ左ノ如シ

寫眞、複製類

一 種

但シ特別ニ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラス

第十條 閱覽者ハ特ニ閱覽資料ノ取扱ニ注意スヘシ之ヲ毀損汚染又ハ紛失シタルトキハ閱覽者又ハ紹介者ヲシテ相當ノ賠償ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十一條 閱覽者本規程ニ違反シ又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ閱覽許可ヲ取消シ閱覽票ヲ回收ス

第十二條 左記ノ日ハ閱覽室ヲ閉鎖ス

日 曜 日

木 曜 日

祝 祭 日

年末及年始 (十二月二十五日ヨリ一月五日マテ)

臨時ニ閱覽室ヲ閉鎖スル場合ハ豫メ之ヲ揭示ス

第十三條 閱覽時間ハ別ニ之ヲ定ム

美術研究所特別資料閱覽規程

(昭和五年十月制定)

- 第一條 美術研究所所藏ノ研究資料中特別資料ハ本規程ニ據リテ閱覽ヲ許可ス
特別資料ハ其ノ目錄ニ「特別」ノ記號ヲ附ス
- 第二條 特別資料ノ閱覽ハ一時ニ一種限トス
- 第三條 特別資料ハ閱覽室中特ニ指定セル場所ニ於テ閱覽スルモノトス
- 第四條 以上ノ外總テ研究資料閱覽規程ニ據ル

明治大正美術史編纂委員會規程 (昭和七年五月二十六日制定)

- 第一條 帝國美術院ニ臨時ニ明治大正美術史編纂委員會ヲ設ク委員會ハ株式會社朝日新聞社寄附ノ美術獎勵費ニ基ク明治大正美術史編纂ニ關スル事項ヲ調査審議ス
- 第二條 委員會ハ委員長一人、委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス委員長ハ帝國美術院長ヲ以テ之ニ充ツ、委員ハ院長ノ推薦ニ依リ文部大臣之ヲ囑託ス
- 第三條 委員長ハ會務ヲ總理ス
- 第四條 委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ編纂ニ關スル事項ヲ調査審議ス
- 第五條 委員會ニ幹事一名ヲ置ク幹事ハ美術研究所主事ヲ以テ之ニ充ツ、幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ノ審議ニ基キテ編纂ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六條 編纂ニ關スル事務ハ美術研究所ニ於テ之ヲ行フ
- 第七條 委員會ハ委員長隨時之ヲ招集ス
- 第八條 委員會ニ於テ編纂ニ關シ調査審議シタル資料ハ之ヲ帝國美術院ニ於テ保藏シ適當ナル方法ニ依リ帝國美術院之ヲ發表ス

美術研究所事業ノ概要

美術研究所ハ美術ニ關スル事項ノ基礎的調査及研究ヲナスコトヲ以テ目的トス。此ノ爲ニ行フ事業ノ大要左ノ如シ。

一、研究資料ノ蒐集

- (一) 美術品ノ寫真其他複製類
- (二) 摸寫及摸造類
- (三) 圖書、雜誌及目錄類

研究資料ノ蒐集ハ事業ノ基本タルヲ以テ、絶エズ之ガ擴充ト整理トニ努メ研究調査ノ上ニ遺憾ナカラシメントス。右ノ中、美術品ノ寫真其他複製類ノ蒐集ニハ特ニ重キヲ置キ、既ニ製作或ハ出版セラレタルモノヲ購入スル外、當研究所寫真掛ニヨリテ原作ヨリ撮影ヲ行ヒ新資料ノ蒐集ニ努ム。參考圖書類ニ就テモ亦既刊圖書ノ購入ノ外、印刷セラレザルモノハ寫本ノ製作ニヨリテ之ヲ集ム。

二、調査及編輯

調査及編輯ノ事項ハ其ノ種類多ク且ツ隨時必要ニ應ジテ項目ヲ加フベキヲ以テ、茲ニ悉ク列舉シ難キモ其ノ原則的ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ。

- (一) 技法及材料ニ關スル調査 (未着手)
- (二) 美術行政及美術教育ニ關スル調査
- (三) 海外ニ於ケル美術上ノ諸施設及機關ニ關スル調査
- (四) 現代美術ノ趨勢ニ關スル調査
- (五) 「東洋美術總目錄」編輯
- (六) 落款印譜集成
- (七) 東洋美術家傳記ノ編輯
- (八) 美術關係根本史料ノ編輯
- (九) 美術關係文獻目錄ノ編輯

三、出版

出版ハ前記資料ノ蒐集及編輯並ニ美術ニ關スル諸事項ノ調査ノ進捗スルニ從ヒテ逐次之ヲ行フ。其ノ主要ナル種別左ノ如シ。

- | | | |
|-----|------|-------|
| (一) | 時報 | 定期刊行物 |
| (二) | 研究報告 | 不定期 |
| (三) | 研究資料 | 不定期 |

四、閱覽及展覽

美術研究所ハ其ノ從事スル諸事業ニ支障ナキ範圍ニ於テ、一般研究者ノ爲ニ所内ニ蒐集セル諸研究資料ノ閱覽ヲ許ス。又黒田子爵記念室ヲ公開スル外、他ノ展覽室ニ於テ隨時研究的小展觀ヲ行フ。閱覽及展覽ニ關シテハ別ニ規程ヲ設ク。

五、美術上ノ國際聯絡

美術研究上ノ國際的聯絡ヲ計リ、且ハ海外ニ於ケル日本美術ノ理解ヲ進メ其ノ進出ノ機運ヲ作ラン
ガ爲ニ、美術研究所ハ内外ニ於ケル美術上ノ情報ヲ集メ彼我ノ聯絡機關タルコトヲ期ス。

出版物

美術研究

美術研究所編輯定期刊行物

昭和七年一月ヨリ毎月一回
發行 定價金壹圓五拾錢
岩波書店發賣

黒田清輝作品收藏目錄

昭和四年十月發行定價金八
拾錢 岩波書店發賣

英國水彩畫展覽會目錄

昭和四年十月發行定價金壹
圓貳拾錢 岩波書店發賣

三原繁吉氏藏浮世繪版畫展覽會目錄

昭和五年十月發行定價金八
拾錢 岩波書店發賣

支那古版畫圖錄

美術研究所編輯美術研究
資料第一輯

吉備大臣入唐繪詞

美術研究所編輯美術
研究資料第二輯

昭和七年三月三十一日發行
大塚巧藝社發賣(品切)
昭和八年十二月發行定價金
參拾五圓 大塚巧藝社發賣

職員

主事

東京美術學院幹事

✓ 正

木直彦

牛込區矢來町三三
(電話牛込九五三)

所員 (主任)

東京美術學校教授

✓ 矢

代幸雄

荏原郡大井町金子山六二一六
(電話大森一四四〇〇)

所員

✓ 田

中喜作

荏原郡入新井町新井宿二六九〇
(電話大森七三九)

同

東京美術學校助教授

✓ 青

山新

麻布區筭町八
(電話青山六四八七)

同

✓ 尾

高鮮之助

麴町區上六番町五
(電話九段一九五一)

同

正 木 篤 三

牛込區矢來町三三
(電話牛込九五三)

助 手

菅 沼 貞 三

豐多摩郡大久保町西大久保一六

同

木 下 龍 也

北豐島郡高田町雜司谷五六七横山方

同

杉 田 益 次 郎

荏原郡東調布町下沼部四三

同

中 根 勝

日本橋區小傳馬町二ノ一
(電話浪花六九五八)

事務囑託

大 給 近 清

本郷區駒込林町一〇五

同

松 原 松 之 函

荏原郡馬込町二九八〇

囑託

同

同

同

同

同

東京帝國大學名譽教授

關野

貞

北豐島郡瀧野川町西ヶ原一〇八
(電話小石川二七三八)

京城帝國大學教授

田中

豐藏

芝區高輪南町三〇
(電話高輪二七三九)

丸尾

彰三郎

本郷區西片町一〇

熊谷

宣夫

京橋區南佐柄木町四
(電話銀座一七五)

富永

惣一

荏原郡目黒町三田二五九
(電話高輪一六七二)

堀井

三友

富山縣富山市外東田地方

昭和五年十月十日印刷
昭和五年十月十五日發行

帝國美術院附屬美術研究所

東京市下谷區上野公園
電話下谷三四八七番

印刷者 東京市芝區今入町七番地
久保田利之助

印刷所 東京市芝區今入町七番地
厚明舍
電話銀座三六二八番